

2025年6月1日

## 吸收分割に関する事後開示書類

(会社法第791条第1項及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく書類)

吸收分割株式会社

東京都港区麻布台一丁目3番1号

株式会社SIFT

代表取締役社長 丹下大

吸收分割承継会社

東京都港区麻布台一丁目3番1号

バリストライドグループ株式会社

代表取締役社長 畠山獎二

吸收分割株式会社と吸收分割承継会社は、共同して、会社法第791条及び会社法施行規則第189条の定めに従い、下記のとおり吸收分割により吸收分割承継会社が承継した吸收分割株式会社の権利義務その他の吸收分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面を備え置く。

### 1. 吸收分割が効力を生じた日

2025年6月1日

### 2. 吸收分割株式会社に関する事項

#### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件吸收分割は、会社法第784条の2ただし書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は生じません。

#### (2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

##### ① 反対株主の買取請求

本件吸收分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は実施しておりません。

##### ② 新株予約権買取請求

会社法第787条第1項第2号の要件を充たす新株予約権はありませんので、会社法第787条の規定による手続は実施しておりません。

③ 債権者の異議

本件吸収分割により吸収分割株式会社が吸収分割承継会社に承継させる債務はないため、会社法第 789 条の規定による手続は実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社に関する事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

吸収分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定及び第 799 条(第 802 条第 2 項において準用する場合を含む。)

の規定による手続の経過

① 反対株主の買取請求

吸収分割承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2025 年 4 月 23 日に株主に対し通知いたしましたが、反対株主による株式買取請求はありませんでした。

② 債権者の異議

吸収分割承継会社は、2025 年 4 月 23 日付の官報で債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限の 2025 年 5 月 23 日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。なお、吸収分割承継会社には、知れている債権者はありませんので、知れている債権者に向けた各別の催告はする必要がありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、効力発生日である 2025 年 6 月 1 日に、吸収分割株式会社より吸収分割契約に記載された事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2025 年 6 月 1 日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

(1) 吸収分割に際して交付する株式及びその割当てに関する事項

吸収分割承継会社は、本件吸収分割に際して、株式を含む一切の対価を交付しておりません。

(2) 吸収分割承継会社の資本金及び準備金に関する事項

本件吸収分割の結果、吸収分割承継会社の資本金及び準備金に変動はありません。

以 上